



「妊娠・出産」

# 妊娠がわかったら

子育て  
カレンダー妊娠が  
わかったらみんな  
で子育て赤ちゃんが  
生まれたら赤ちゃんの  
特徴こどもの  
健康

就園・就学

子育て支援

おでかけ

災害に  
備えて

相談窓口

## 妊娠届出・母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、妊娠届出をし、「母子健康手帳」と「母子保健のしおり」の交付を受けてください。母子健康手帳の使い方、母子保健事業について、助産師や保健師などが説明します。また必要とされる方については、相談をお受けします。ご希望の方は、「父子健康手帳」の交付も受けることができます。

〈交付方法〉 ずずっこ子育てアプリ(P.31参照)で予約してください。

〈交付場所〉 こども保健課

〈持ち物〉 妊娠届出書(医療機関でもらう)、妊娠中の方のマイナンバーが確認できる書類(通知カードなど)、届出者(代理人でも可)の本人確認ができる書類(運転免許証など)

※妊娠届出書をお持ちでない場合は、こども保健課にお問い合わせください。

## 妊婦等包括相談支援事業

### 伴走型相談支援

妊娠期から出産、子育て期までの一貫した相談支援を充実させるため、妊娠届出や出生届出を行った妊婦や子育て世帯等に対し、アンケートや面談等を通じて様々なニーズに即した支援を行います。面談は主に「妊娠届出時」「妊娠8か月頃(希望者のみ)」「出産後の赤ちゃん訪問等」といった機会を実施し、妊娠中の過ごし方や子育てについての悩みを聞いたり、必要な手続きや利用できるサービスを紹介したりします。困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

### 妊婦のための支援給付金

妊婦であることの認定後に、妊婦本人及び妊娠しているこどもの人数に応じて、妊婦のための支援給付を実施し、経済的支援を行います。

〈給付額〉 ・妊婦の給付認定後に5万円 ・妊娠中のこどもの人数に5万円を乗じて支給

〈申請方法〉 妊婦は申請により、妊婦給付認定を行う。その後妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う。

〈申請時期〉 妊娠届出時と出産後の赤ちゃん訪問時や流産・死産をされた時。

※審査の上、給付を決定し、口座へ振り込みます。

※振込については、手続きの都合上、申請後2～3か月程要する場合があります。

※詳細については、市のウェブサイトをご覧ください。

## 妊婦一般健康診査

〈対象者〉 妊娠中で「母子健康手帳」と「母子保健のしおり」を受け取られている方

〈回数〉 妊娠届出後、妊娠期間中に14回まで

〈受診場所および費用〉

●三重県内の協力産科医療機関など(助産所を含む)

母子保健のしおり「妊婦一般健康診査結果票」に記載されている健診内容については自己負担はありません。

●三重県外の医療機関など(助産所を含む)(県外受診助成)

窓口で、いったん全額自己負担をしてください。受診日から1年以内にこども保健課で申請を行うことで助成が受けられます。

※助成金額には上限があります。

※県外または四日市市から転入の方は「母子保健のしおり(鈴鹿市)」の交付を受けてください。

## 多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成

〈対象者〉 妊婦健診受診日に鈴鹿市に住民登録があり、多胎児を妊娠している方

〈方法〉 妊娠届出時に多胎妊婦用の母子保健のしおりを交付します。妊婦健診の14回を超えた場合、医療機関に提出してください。

〈助成金額および回数〉 5,000円(妊婦1人につき5回まで)

問合せ先 こども保健課 ☎059-382-2252 FAX:059-382-4187

## ずずっこファイルの配付

こどもの成長記録をつづるとともに、子育ての情報を一冊にまとめておく「ずずっこファイル」を妊娠届出時にお渡しします。お父さんの様子や特性、健診の様子、保育・教育の記録、医療情報を記入したり、福祉機関の利用や検査結果などをまとめて、はさんだりすることができます。

〈配付場所〉 こども保健課、こども家庭支援課

〈内容〉 子育て情報、パーソナルファイル、支援計画・指導計画

問合せ先 こども家庭支援課 ☎059-382-9140 FAX:059-382-9142

## 妊婦歯科健康診査

- 〈対象者〉 妊娠中で「母子健康手帳」と「母子保健のしおり」を受け取られている方
- 〈回数〉 妊娠期間中に1回
- 〈受診場所〉 鈴鹿市内の妊婦歯科健康診査実施医療機関
- 〈費用〉 母子保健のしおり「鈴鹿市妊婦歯科健康診査結果票兼健康診査申請書」に記載されている健診内容については自己負担はありません。
- 〈持ち物〉 母子保健のしおり「鈴鹿市妊婦歯科健康診査結果票兼健康診査申請書」、母子健康手帳、マイナ保険証又は資格確認書

## 産婦健康診査

- 〈対象者〉 産後おおむね1か月までの産婦
- 〈回数〉 産後2週間と産後1か月の計2回
- 〈受診場所および費用〉
  - 三重県内の協力産科医療機関など(助産所を含む)  
母子保健のしおり「産婦健康診査結果票」に記載されている健診内容については自己負担はありません。
  - 三重県外の医療機関など(助産所を含む)(県外受診助成)  
窓口で、いったん全額自己負担をしてください。受診日から6か月以内にこども保健課で申請を行うことで助成が受けられます。  
※助成金額には上限があります。
- 〈持ち物〉 母子保健のしおり「産婦健康診査結果票」(医療機関などで健診結果が記載されたもの)、領収書及び明細書

## 出産前後小児保健指導事業(小児科医による子育ての相談)

- 〈対象者〉 妊娠28週から産後56日までの妊産婦
- 〈内容〉 鈴鹿市内の小児科医による子育ての相談(赤ちゃんの出産の準備、赤ちゃんの病気や育児不安など)
- 〈方法〉 希望する場合は市内の産婦人科で紹介状をもらい、その後市内小児科でご相談ください。
- 〈費用〉 無料
- 〈その他〉 三重県における「みえ出産前後からの親子支援事業」では、妊娠22週から産後16週までに県内の産婦人科・小児科で同様の相談ができます。  
詳しくは三重県医師会ホームページ「みえ出産前後からの親子支援事業」をご覧ください。



## すくすくファミリー教室

名称	対象	内容	開催日・場所
プレパパママコース	妊娠5～8か月の方とその夫で、今回の妊娠で初参加の方	助産師による赤ちゃんの抱き方・おむつの替え方・着替えの仕方などの体験学習	開催日は「広報すずか」で案内します。 「すずっこ子育てアプリ」から予約ができます。 場所は保健センターです。 (要予約)
沐浴コース	妊婦とその家族で、今回の妊娠で初参加の方(1人での参加も可能です)	助産師による沐浴についての講話・実演・実習	
マタニティ歯科コース	妊婦とその家族 (1人での参加も可能です)	歯科衛生士による妊娠期と赤ちゃんのお口の健康についての講話	
マタニティ栄養コース	妊婦とその家族で、今回の妊娠で初参加の方、妊娠をお考えの方(1人での参加も可能です)	栄養士による妊娠中・産後の食事に関する講話	



問合せ先 こども保健課 ☎059-382-2252 FAX:059-382-4187

## 三重おもいやり駐車場利用証制度

身体に障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

- 〈対象期間〉 母子健康手帳取得時から生後2年まで(多胎児の場合は、生後3年まで)  
※妊産婦のみでの使用は産後6か月まで
- 〈交付場所〉 こども保健課(妊婦または2歳までのお子さんの保護者のみ)、障がい福祉課
- 〈持ち物〉 母子健康手帳  
※代理人が申請をする場合は、代理人の本人確認ができる書類(運転免許証など)が必要です。



問合せ先 こども保健課 ☎059-382-2252 FAX:059-382-4187  
障がい福祉課 ☎059-382-7626 FAX:059-382-7607